

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2013年5月号 | No. 5/2013

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER (英語版) (www.wipo.int/pct/en/newslett) の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER (英語版) に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

新たな PCT 締約国

サウジアラビア(国コード: SA)

サウジアラビアが 2013 年 5 月 3 日に加入書を寄託し 147 番目の PCT 締約国となりました。サウジアラビアは、2013 年 8 月 3 日から PCT に拘束されます。その結果、2013 年 8 月 3 日以降に出願された国際出願は自動的にサウジアラビアの指定を含むこととなります。

また、サウジアラビアは PCT の第 II 章にも拘束され、2013 年 8 月 3 日以降に出願された国際出願に関する予備審査請求は自動的にサウジアラビアの選択を含むこととなります。さらに、サウジアラビアの国民及び居住者は 2013 年 8 月 3 日から PCT に基づく国際出願が可能となります。

ePCT アップデート

ePCT-Filing 経由で RO/IB に受理された最初のウェブ出願

国際事務局 (IB) の ePCT システムの最新版が 2013 年 5 月 1 日に展開され、出願人や官庁 (以下参照) に多くの新たな特徴を提供しました。そして、限定的な試行ユーザは、新 ePCT-Filing を経由して、受理官庁としての IB (RO/IB) に国際出願を提出することができるようになりました。2013 年 5 月 2 日、最初の ePCT ウェブ出願が、出願人及び発明者である Donovan Allen (US) の代理で、本試行ユーザの一人である Oppedahl Patent Law Firm (US) の Carl Oppedahl により提出されました。本試行のフィードバックにより、ePCT-Filing が、今年の後半に全ユーザに使用可能となる予定です。

ePCT-Filing には、他の電子出願ソフトよりも、確認機能が優れています。参照されるデータやオンライン確認メッセージが常に最新であることを IB のデータベースにリアルタイムで確認する機能を有しています。また、ユーザのコンピュータにインストールされたソフトが最新版であるかを心配する必要はありません。ご利用にあたって必要なのは、ePCT private サービスをご利用の出願人であれば既に保持している電子証明書で認証された WIPO ユーザアカウントのみです。ePCT-Filing を利用して国際出願を準備することにより、国際出願が提出される前に、ほとんどの方式に関するエラーは検出され、出願人により訂正されることが可能です。例えば、出願に先立ち、PDF ドキュメントは出願のドラフトに添付される際に、カラー/グレースケールの内容、埋め込まれていないフォント、ドキュメントサイズ及びドキュメントの方向などが検出され確認されます。ePCT-Filing を利用して出願された国際出願は、eOwnership を取得する為に別途手続きをする必要はなく、願書を提出した方がデフォルトで eOwner となり、オンラインで即時参照可能となります。さらに、新規の国際出願が出願前に ePCT において準備されている間であっても、当該国際出願へのアクセス権を共有することも可能です。

ePCT バージョン 2.8 はどこが新しいか

出願人のための ePCT

- 国際予備審査請求は、管轄 IPEA に送付するために、オンラインアクション(書誌情報は自動的に作成される)で準備され、IB に提出することができます。
- IB に対し WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)より優先権書類を取得するよう求める”Action”は、優先権書類が既に DAS で入手可能で、IB がアクセス権を与えられているかどうかをリアルタイムに調べる機能を含みます。
- Workbench フィルタは大幅に拡張され、高度な検索条件が追加されました。
- My History 画面や Workbench は Excel ファイルとしてダウンロードすることができます。
- ePCT に関する更新情報や使用上のコツを配信する ePCT メーリングリストを購読可能です。現在のユーザや新規ユーザは自動的に本リストに追加されます。

官庁のための ePCT

- 官庁のための ePCT への改善されたアクセスが、ePCT ポータルのメイン画面から利用可能です：<https://pct.wipo.int/ePCT>
- ”Recent IAs”タブは、各種の検索条件を含む”Search IA”タブにより置き換えられました。
- 異なる資格(RO, ISA, IPEA)での官庁による、IB に対する電子的に送付されるドキュメント形式は大幅に拡張されました。
- 官庁が国際出願のための RO、ISA または IPEA として行動していなくても、IB に対して電子文書をアップロードすることができます。
- PCT/RO/105(国際出願番号と国際出願日の通知)を作成する機能の試験版が、完成版のイメージを確認するために実装されました。
- 新しいタブ”My History”は、ePCT にアクセスしている官庁ユーザ自身により取られた全てのアクションを表示します。
- 特定の国際出願のための”History”タブは、官庁ユーザ全体が国際出願に対して取った全てのアクションを見ることができます。

下記実務アドバイスでは、ePCT(private サービス)における WIPO ユーザアカウントを設定する際の氏名及びメールアドレスに関する WIPO の勧告が重要なことを論じています。

PCT 最新情報

AL: アルバニア(所在地及び郵便のあて名; 通信手段)

AU: オーストラリア(国内段階移行の特別な要件)

IS: アイスランド(手数料)

NL: オランダ(インターネットアドレス)

US: アメリカ合衆国(微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)

調査手数料と国際調査に関する他の手数料(欧州特許機構、イスラエル特許庁、日本国特許庁、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁)

取扱手数料(イスラエル特許庁)

[インターネットで提供する PCT 関連資料の最新／更新情報](#)

PCT 規則

2013 年 1 月 1 日発効の PCT 規則のポルトガル語がアラビア語、中国語、英語、仏語、独語、イタリア語、日本語、ロシア語及びに加えて PDF 形式で利用可能になりました。下記ウェブサイトをご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/pt/texts/pdf/pct_regs.pdf

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と下記の ISA 及び IPEA としての機関との間の、ISA 及び IPEA の機能に関する、括弧内に示された日に発効する改正された取決め条項が英語及び仏語で公表されました。

EG エジプト特許庁 (2013 年 4 月 1 日)

(英語) http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_eg.pdf

(仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_eg.pdf

JP 日本国特許庁 (2013 年 4 月 1 日)

(英語) http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_jp.pdf

(仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_jp.pdf

XN 北欧特許機構 (2013 年 5 月 1 日)

(英語) http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_xn.pdf

(仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_xn.pdf

PCT セミナー

WIPO 本部での PCT セミナー

2013 年 10 月 10 日と 11 日にジュネーブの WIPO 本部で開催予定の PCT セミナーの参加登録が開始しました。WIPO の PCT スタッフによりプレゼンテーションとワークショップ、並びに、PCT 事業部の見学が含まれる予定です。

登録は無料ですが、参加者は 45 人限定です。参加者はご自身の責任で渡航及び VISA の手配を行う必要があります。WIPO からの支援はございません。

登録は以下のリンクから行うことができます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=29925

PCT ウェビナー PCT の戦略的な利用

国際段階及び国内段階における PCT 制度の戦略的な利用についてのウェビナーがそれぞれ 2013 年 6 月 4 日と 11 日に提供されます。両ウェビナーのプレゼンターは WIPO の PCT コンサルタントの David Reed 氏です。Reed 氏の前職は P&G で外国出願業務の管理をしていました。両ウェビナーの登録の詳細は [PCT ウェビナーカレンダー](#) をご参照ください。

発展途上国のための無料 IP サービス

2002 年に、米国を拠点とする非営利団体である Public Interest Intellectual Property Advisors (PIIPA) が IP に関する特別なアドバイスを提供するためのボランティアネットワークを構築しました。

3500 名を超える 50 ヶ国以上から集まった弁護士、学者、政策立案者及び実務家は、発展途上国 35 カ国で 130 を超えるクライアントに対して、無料の IP 法律業務、研修、シンポジウム及び支援を提供する PIIPA の IP Corps を形成しています。

PIIPA の提供するサービスや資格基準についての情報は下記ウェブサイトを参照ください。

<http://www.piipa.org/>

PIIPA が支援したプロジェクトを特集した WIPO Magazine (No. 2/2013) の記事も参照ください。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2013/02/

実務アドバイス

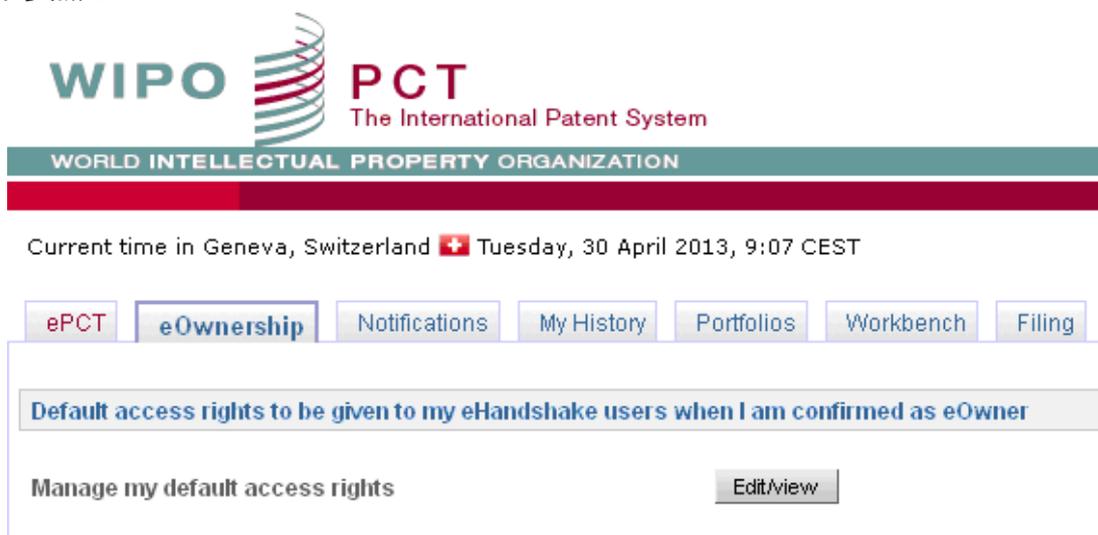
ePCT における eOwnership 権を考慮したユーザアカウント名に関する要件

Q: ePCT が提供する多くの有用な機能に感銘を受けたので、私どもの法律事務所は、PCT 出願を取り扱うための ePCT を利用し始めたいと思っています。同僚の一人が、この目的で WIPO のアカウントを作り、ePCT private サービス用に認証をするため、自分の電子証明書をアップロードしました。ところが、この同僚が、私どもの国際出願へのオンラインでの安全なアクセスを確認するため、IB に対して多数の eOwnership の要求を提出した際、これらの要求が IB により拒否されました。その理由は、ユーザアカウントに示されている姓と名が、一個人の名称ではなく、私どもの法律事務所の名称 *Johndoe Lawyers*、つまり名が *Johndoe* で姓が *Lawyers* となっていたからです。私どもの事務所の、複数の法定代理人が、ePCT でのこれら PCT 出願に共有アクセスする必要があり、事務所の名称が用いられたのです。個人の名称が必要な理由を、ご明示くださいませんか。

A: ePCT システム(private サービス)を利用することにより、国際出願にする異なったアクション、例えば IPEA への送達するための国際予備審査請求や取下げについて、オンラインで請求書を提出可能です。また、まだ公開されていない、又は公開後に PATENTSCOPE で一般には入手不可能な特定の文書(例えば、国際予備審査に関連する文書)を含め、出願に含まれる最新の書誌情報や書簡を確認することができます。国際出願の内容に関するアクションを行ったり確認したりするため、ePCT(private サービス)にアクセスする必要がある方は誰でも、自分自身の電子証明書、及び WIPO ユーザアカウントを所有する必要があります。ePCT private サービスのための IB のセキュリティアプローチは、ユーザアカウントが自然人の名称でなければならず、それによって各アクションが個人のものとして追跡可能となります。貴法律事務所の場合、国際出願を出願したり管理したりする方々がそれぞれ WIPO から無料で入手可能なご自身の電子証明書でご自身のユー

ザアカウントを設けることをお勧めいたします。同一の電子証明書で一人以上のユーザに対してアップロードされることは可能ではなく、電子証明書を共有することはできないことにご留意下さい。

一旦、各人がご自身の名でユーザアカウントを所有し、ご自身の電子証明書と関連付ければ、それぞれのアカウントが関連しているようにシステムに示すために、各アカウント間に eHandshake を設定することができます。eOwnership 画面では、国際出願の eOwner として認証された際に、その国際出願へのアクセス権を自動的に他のユーザに付与するよう設定されることをお勧めします（以下参照）:



この機能を利用することにより、国際出願のため eOwner として認められる度に、互換性のあるソフトウェア（現在 PCT-SAFE、eOLF 及び試行段階の ePCT-Filing）を利用し国際出願を提出する際に eOwnership コードを示すことによって、または IB に対して eOwnership 請求を提出することによって同僚に対しアクセス権を付与しなければならないことを回避できます。上記の方法は、ePCT private サービスを利用する際、安全性と完全性の最適水準を保証するのでお勧めいたします。

通知の送付に関して、包括的な電子メールアドレスを ePCT ユーザアカウントと関連させるべきではないことにご注意ください。というのは、一つの電子メールアドレスは一つの ePCT ユーザアカウントにしか用いることができません。ですので、あなたが会社や部署の包括的な電子メールアドレスを使用すると、他の方は同一の包括的な電子メールアドレスを彼らの ePCT アカウントに用いることはできません。さらに、そのアカウントに関する全ての ePCT の通知、例えば忘れてしまったパスワードやユーザネームなどの実際のユーザアカウントに関する内容を含むメールまでもが当該包括的な電子メールアドレスに送付されます。これは機密情報の問題を起こしかねません。それゆえ、個々のあるいは私的な電子メールアドレスを設定し、他者によってアクセスされ得ることがないように強くお勧めします。

電子証明書の取得に関する更なる情報は下記ウェブサイトをご参照ください:

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/certificates.html>

また、ePCT、及び ePCT に関する情報は、下記ウェブサイトの "Getting Started"、"ePCT ユーザガイド" 及び "PCT FAQ" で入手できます。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧